

神経系統の機能又は精神の障害等級表

部位		等級	障害の程度
神経系統又は精神の障害	別表第一	第1級1号	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
	別表第二	第2級1号	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの
		第3級3号	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの
		第5級2号	神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
		第7級5号	神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの
		第9級10号	神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの
局所の神経系統の障害	第12級13号	局所に頑固な神経症状を残すもの	
	第14級9号	局所に神経症状を残すもの	